

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区芝大門二丁目 2 番 1 1 号
(名 称) 株式会社省電舎ホールディングス
(法人番号 2010401082989)

上記被審人に対する平成 30 年度 (判) 第 14 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 (以下「法」という。) 第 185 条の 6 の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3 4 4 2 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 31 年 3 月 29 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 31 年 1 月 28 日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区芝大門二丁目2番11号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、連結子会社が行った発電施設に係る建設工事や販売取引等に関して売上の過大計上及び前倒し計上並びに建設工事費用の未計上を行ったほか、当社の海外事業における損失の計上時期の先送りによる費用の過少計上を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

(1) 下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成26年6月30日	第29期(平成25年4月1日～平成26年3月31日)に係る有価証券報告書	平成25年4月1日～平成26年3月31日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が209百万円であるところを294百万円と記載	・売上の過大計上等
				連結損益計算書	連結当期純利益が▲101百万円であるところを▲16百万円と記載	
2	平成27年2月13日	第30期第3四半期(平成26年10月1日～平成26年12月31日)に係る四半期報告書	平成26年10月1日～平成26年12月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が237百万円であるところを310百万円と記載	・売上の過大計上等

3	平成 27 年 8 月 14 日	第 31 期第 1 四半期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 139 百万円であ るところを 218 百万円と記載	・売上の過大計 上 等
			平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲76 百万 円であるところ を▲21 百万円と 記載	
4	平成 28 年 6 月 29 日	第 31 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 15 百万円である ところを 291 百 万円と記載	・売上の過大計 上 ・引当金の不計 上 ・損失の未計上 等
				連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する当期純利 益が▲195 百万 円であるところ を 57 百万円と記 載	
5	平成 28 年 8 月 15 日	第 32 期第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が ▲40 百万円であ るところを 295 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・費用の未計上 等
			平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰 属する四半期純 利益が▲56 百万 円であるところ を 3 百万円と記 載	

6	平成 28 年 11 月 14 日	第 32 期第 2 四半 期（平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 107 百万円であ るところを 299 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・費用の未計上 等
7	平成 29 年 2 月 14 日	第 32 期第 3 四半 期（平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 638 百万円であ るところを 844 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・費用の未計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

(2) また、被審人は、平成 28 年 10 月 6 日、上記(1)別表に掲げる重要な事項につき虚偽の記載がある第 31 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書及び第 32 期第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券の募集）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成 28 年 10 月 24 日、6,000 個の新株予約権証券を 298,440 千円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

2 法令の適用

上記1の(1)の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2及び同3

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号4

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号5、同6及び同7

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5、同6及び同7は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

上記1の(2)に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項、第3項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の(1)の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (2,469,898 円)

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円となる。

番号2

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第30期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)第3四半期(平成26年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (121,026 円)

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、課徴金額は6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円となる。

番号3及び同4

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第31期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)第1四半期(平成27年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第31期第1四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第31期有価証券報告書」という。)について、これら有価証券報告書等ごとに算出した額(以下、番号3及び同4において、「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第31期第1四半期報告書	107,735 円
第31期有価証券報告書	80,807 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第31期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第31期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第31期第1四半期報告書及び第31期有価証券報告書が、いずれも第31期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第31期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第31期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号5、同6及び同7

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第32期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）第1四半期（平成28年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成28年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期（平成28年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第32期第3四半期報告書」という。）について、これら四半期報告書ごとに算出した額（以下、番号5、同6及び同7において、「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第32期第1四半期報告書	57,593円
第32期第2四半期報告書	56,220円
第32期第3四半期報告書	103,155円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第32期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第32期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第32期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第32期第1四半期報告書、第32期第2四半期報告書及び第32期第3四半期報告書が、いずれも第32期事業年度に係るものであることから、

法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第32期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第32期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

第32期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

上記1の(2)に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の平成28年10月6日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む）

298,440,000円の100分の4.5に相当する額（13,429,800円）

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

13,420,000円

となる。